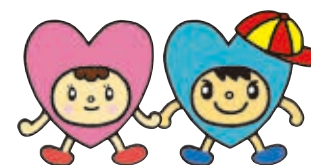


子どもに関する 人権問題



赤ちゃん人は人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で差別する心が芽生えていく可能性があります。身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、おとなの価値観を一方的に押しつけることはしないでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないのでしょうか。

おとなが考えるような「良い子」になつてほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来もっている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信がもてない子どもになつていくかもしれません。子ども自身もおとなの期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

おとなが子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望をもてず、また子どものもつ良さを伸ばすこと

もできないかもしれません。

さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によつてその命を奪われたりという大変残念な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信をもつことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身売買、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもは、単に年齢が低いというだけで、大人と同様、子どもにも人間としての人権が備わっていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？

「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は平成元年（1989年）に国連総会で可決され、日本もこの条約を批准しています。条約の根底に流れているのは「子どもの最善の利益」、つまり現在から将来にわたる「子どもの最高の幸せ」を国や社会やおとなが考えていこうということです。

平成28年（2016年）6月に改正された児童福祉法においても、児童はこの条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を保障される権利を有することが位置づけられました。

「いい子だね」「君はダメ」

子ども同士を比べないで

第2条 子どもは差別されない

子どもは、人種や肌の色、性別、考え方、障がいの有無、保護者等の地位などによつて差別されません。また、保護者等、家族の活動や意見によつて、その子どもが差別を受けることがあってはいけません。

私たちにできることは

私たちにも決めさせて

第12条 意見を言う権利

子どもは、自分に関係があることについて自由に意見を述べるすることができます。その意見は年齢や成長に合わせ、尊重されなければいけません。

自分の考えは言いたい書きたい

他人の考えも聞きたい知りたい

第13条 表現の自由

子どもはいろいろな方法で自分の考えを自由に表現することができます。また他の考えを知ることできます。

のぞかないで手紙

のぞかないでカバン

第16条 プライバシーの権利

私生活や家族のこと、電話や手紙など、子どものプライバシーを勝手に侵すことはできません。

愛のムチ、それはホントに

子どものため？

第19条 親から虐待されない

子どもは、保護者等からのあらゆる形態の暴力・傷害、虐待、搾取から守られます。

児童虐待に関する相談・通告窓口

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実がなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」しましょう。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 いちやく 189(3桁)

業務時間／平日：8:30～17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤルが覚えやすい3桁の番号になりました。189番（いちやく）へかけるとお近くの児童相談所につながります。

